

議案第 57 号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「1,030 円」を「医科においては 3,240 円を、歯科においては 1,080 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。